

【和訳】 食品流通許可証管理弁法 (工商行政管理総局令第 44 号)

【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

「食品流通許可証管理弁法（工商管理総局令第 44 号）」は、食品流通許可の行為を規範化し、「食品流通許可証」の管理を強化するために関連法規に基づき制定。食品流通許可の申請受理、審査認可及び関連の監督検査等の行為は、本弁法を適用する。流通過程において食品経営に従事する者は、法に従い食品流通許可を取得しなければならない。

食品流通許可証管理弁法 (工商行政管理総局令第 44 号)

第一章 総則

- 第1条** 食品流通許可の行為を規範化し、「食品流通許可証」の管理を強化するため、「中華人民共和国食品安全法」（以下、「食品安全法」と略称する）、「中華人民共和国行政許可法」、「中華人民共和国食品安全法实施条例」（以下、「食品安全法实施条例」と略称する）等の関連法律法規の規定に従い、本弁法を制定する。
- 第2条** 食品流通許可の申請受理、審査認可及び関連の監督検査等の行為は、本弁法を適用する。
- 第3条** 流通過程において食品経営に従事する者は、法に従い食品流通許可を取得しなければならない。
食品生産許可を取得した食品生産者が、その生産場所でその生産した食品を販売する場合、食品流通許可を取得する必要はない。飲食サービス許可を取得した飲食サービス提供者が、その飲食サービス場所でその加工した食品を販売する場合、食品流通許可を取得する必要はない。
- 第4条** 県レベル及びそれ以上の地方工商行政管理機関を食品流通許可の実施機関とし、具体的業務は、流通過程における食品安全の管理監督に責任を持つ職能機構が担当する。地方の各レベルの工商行政管理機関の許可管轄にかかる業務分担は、省、自治区、直轄市の工商行政管理局が決定する。
- 第5条** 食品流通許可は、遵法、公開、公平、公正、人民への便宜、高効率という原則を厳格に遵守しなければならない。
- 第6条** 食品経営者は、法に従い「食品流通許可証」を取得後、登記管轄権を有する工商行政管理機関に工商登記手続を申請するものとする。「食品流通許可証」及び営業許可証を取得せずに食品経営に従事してはならない。
法律法規に食品の屋台販売につき別途規定がある場合、当該規定に従う。
- 第7条** 食品経営者の経営条件に変化が発生し、食品経営の要求に合致しない場合、食品経営者は直ちに改良措置を採るものとする。食品の安全に係わる事故が発生

する潜在的リスクがある場合、食品経営活動を直ちに停止すると共に、所在地の県レベルの工商行政管理機関に報告しなければならない。改めて許可手続を取る必要がある場合、法に従い手続するものとする。

県レベル及びそれ以上の地方工商行政管理機関は、食品経営者の経営活動に対する日常の監督検査を強化するものとする。食品経営の要求に合致しない状況を発見した場合、直ちに改善するよう命令すると共に、法に基づき処理するものとする。食品流通許可条件に合致しなくなった場合、法に基づき食品流通許可を取り消すものとする。

第8条 如何なる組織又は個人も「食品流通許可証」の発行審査認可及び監督検査の過程における違法行為を通報する権利を有する。許可機関は速やかに事実確認、処理を行うものとする。

第二章 申請及び受理

第9条 「食品流通許可証」の取得申請、受理は食品安全基準に合致し、次の要求を満たしていなければならない。

- (1) 経営する食品の品目、数量に適合する食品原料の処理及び食品の加工、包装、貯蔵等の場所を有し、当該場所の環境を清潔に保つと共に、有毒、有害な場所及びその他の汚染源と規定の距離を保っていること
- (2) 経営する食品の品目、数量に適合した設備又は施設を有し、相応の消毒、更衣、手洗い、採光、照明、換気、防腐、防塵、防蟻、防鼠、防虫、洗浄並びに排水処理、ゴミ及び廃棄物の貯蔵設備又は施設を有すること
- (3) 食品安全の専門技術員、管理員及び食品安全を保証する規則制度を有すること
- (4) 合理的な設備配置、工程を有し、加工前食品と直接口に入る食品、原料と完成品の交差汚染を防止し、食品が有毒物、不潔物質と接触することを避けること

第10条 「食品流通許可証」の取得申請の際には、次の資料を提出するものとする。

- (1) 「食品流通許可申請書」
- (2) 「名称仮登記通知書」の写し
- (3) 食品経営に適した経営場所の使用証明書
- (4) 責任者及び食品安全管理者の身分証明書
- (5) 食品経営に適した経営設備、器具のリスト
- (6) 食品経営に適した経営施設の空間配置及び操作過程の文書
- (7) 食品安全管理制度の文書

(8) 省、自治区、直轄市の工商行政管理局が規定するその他の資料
申請人が他人に許可申請の提出を委託する場合、委託代理人は委任状及び委託代理人又は指定代表者の身分証明書を提出するものとする。

既に合法的な主体資格を有する経営者が経営範囲に食品経営の項目を加えることを目的とする場合、営業許可証等の主体資格を証明する資料の提出が必要となるが、「名称仮登記通知書」の写しを提出する必要はない。

新設の食品経営企業が食品流通許可を申請する場合、当該企業の投資者を許可申請人とする。既に主体資格を有している企業が食品流通許可を申請する場合、当該企業を許可申請人とする。企業の分支機構が食品流通許可を申請する場合、当該分支機構を設立した企業を許可申請人とする。個人が新たに申請し、又は個人商店が食品流通許可を申請する場合、事業主を許可申請人とする。申請人は申請書等の資料に確認の署名をするものとする。

第11条 「食品流通許可証」を申請する場合に提出する資料は、真実、合法、有効であり、関連法律法規の規定に合致していなければならない。申請人は提出する資料の合法性、真実性、有効性について責任を負うものとする。

第12条 企業の分支機構が食品経営に従事する場合、各分支機構がそれぞれ個別に「食品流通許可証」を申請、取得しなければならない。

第13条 許可機関は申請を受領した場合、申請事項につき審査すると共に、次の状況に基づきそれぞれ処理を行う。

- (1) 法により申請事項が「食品流通許可証」の取得が不要なものである場合、申請人に受理しない旨を直ちに通知する。
- (2) 法により申請事項が許可機関の職権範囲に属さないものである場合、不受理の決定を直ちに行い、申請人に関連行政機関に申請するように通知する。
- (3) 申請資料にその場で訂正可能な誤りがある場合、申請人がその場で訂正することを認める。申請人は訂正箇所に署名又は押印し、訂正日を記載する。
- (4) 申請資料に不備があり、又は法定の形式に合致していない場合、その場又は5日以内に申請人へ補足、訂正の必要な全ての内容を一度に通知する。その場で通知する場合、申請資料は申請人に返却するものとし、5日以内に通知する場合、申請資料を受領し、申請資料の受領証票を発行するものとする。期日内に知らせなかった場合、申請資料の受領日に受理したものとする。

- (5) 申請資料に不備がなく、法定の形式に合致している場合、又は申請人が要求に基づき全ての補足、訂正資料を提出した場合、許可機関はこれを受理するものとする。

許可機関の許可申請を受理してから許可決定が出されるまでに、申請人が書面にて食品流通許可の申請の撤回を要求した場合、当該撤回要求に同意するものとする。許可申請を撤回した場合、許可機関は手続を中止する。

- 第14条** 許可機関は申請人が提出した申請を受理すると決定した場合、「受理通知書」を発行するものとする。不受理を決定した場合、「不受理通知書」を発行し、不受理の理由を説明すると共に、申請人は法に基づき行政不服審査を申請し、又は行政訴訟を提起する権利を有していることを通知するものとする。

第三章 審査と認可

- 第15条** 食品流通許可事項には、経営場所、責任者、許可範囲等の内容を含む。食品流通許可事項の許可範囲には、経営項目及び経営方式を含む。経営項目は、包装済食品、未包装食品の二種類に分けて確定する。経営方式は、卸売、小売、卸売兼小売の三種類に分けて確定する。

- 第16条** 許可機関は、申請人が提出した関連資料が「食品安全法」第27条第1項乃至第4項及び本弁法の要求に合致するか否かを審査しなければならない。必要に応じ、法定の権限及び手続に従い、当該経営場所の現場調査を行う。資料審査及び現場検査の具体的方法は、省、自治区、直轄市の工商行政管理局が制定する。

現場検査を行う場合、許可機関は2名以上の執行員を調査に派遣し、参加させると共に、有効な証明書を提示するものとし、申請人及び食品経営者は協力するものとする。現場検査においては「食品流通許可現場検査表」を記入するものとする。

- 第17条** 申請人が提出した食品流通許可申請を受理する場合、許可機関は受理日から20日以内に許可するか否かを決定するものとする。20日以内に許可の決定を行えない場合、許可機関の責任者の認可により、10日延長することができ、期限延長の理由を申請人に通知するものとする。

- 第18条** 許可機関が許可を与える決定をした場合、「許可付与通知書」を発行し、申請人に決定から10営業日以内に「食品流通許可証」を受領するように通知するものとする。変更許可を与える決定をした場合、「変更許可付与通知書」を発行し、申請人に決定から10日以内に更新した「食品流通許可証」を発行することを通知するものとする。取消許可を与える決定をした場合、「取消許可付

与通知書」を発行し、「食品流通許可証」を返納させるものとする。許可機関が許可を与える決定をした場合、公開しなければならない。

許可機関が許可を与えない決定をした場合、「申請棄却通知書」を発行し、不許可の理由を説明し、併せて申請人が法に基づき行政不服審査を申請し、又は行政訴訟を提起する権利を有していることを通知するものとする。

第19条 許可機関が意見聴取が必要であると考える公共利益にかかわる重大な許可プロジェクトについては、社会に公告し、意見聴取を行う

第四章 許可の変更及び取消

第20条 食品経営者が許可事項を変更する場合、元の許可機関に食品流通許可の変更を申請しなければならない。許可を得ずに勝手に許可事項を変更してはならない。

第21条 食品経営者が元の許可機関に食品流通許可の変更を申請する場合、次の資料を提出するものとする。

- (1) 「食品流通変更許可申請書」
- (2) 「食品流通許可証」の正本、副本
- (3) 食品流通許可事項の変更に関連する資料

第22条 食品流通許可の有効期間は3年とする。

食品経営者が食品流通許可の有効期間の延長を必要とする場合、「食品流通許可証」の有効期間満了30日前までに元の許可機関に申請し、「食品流通許可証」の再発行を受ける。

許可証延長の手続を行う、再発行後の「食品流通許可証」の番号は変更しない。但し、許可証の発行年度は実際の状況に基づいて記入し、有効期間は新たに計算するものとする。

第23条 次の状況のいずれかが発生した場合、「食品流通許可証」を発行した許可機関又はその上級行政機関は、既に与えた食品流通許可を取り消すことができる。

- (1) 許可機関の職員の職権濫用、職務怠慢により、条件に合致しない申請人に「食品流通許可証」を発行した場合
- (2) 許可機関の職員が法定権限を越権し「食品流通許可証」を発行した場合
- (3) 許可機関の職員が法定手続に違反し「食品流通許可証」を発行した場合
- (4) 法により食品流通許可を取り消すことのできるその他の状況

食品経営者が詐欺、賄賂等の不正手段により、真実を隠ぺいし、又は虚偽の資料を提出し、食品流通許可を取得した場合、これを取り消すものとする。

前2項の規定による食品流通許可の取消が公共利益に重大な損害を与える可能性がある場合には取り消さない。

第24条 次の状況のいずれかが発生した場合、許可機関は法に基づき食品流通許可の取消手続を行う。

- (1) 「食品流通許可証」の有効期間が満了し、且つ食品経営者が延長を申請していない場合
- (2) 食品経営者が法定期限内に合法的な主体資格を取得しなかった場合、又は主体資格が法により終了した場合
- (3) 食品流通許可が法により取り消された場合、又は「食品流通許可証」が法により剥奪された場合
- (4) 不可抗力により食品流通許可の事項が実施不可能となった場合
- (5) 法により「食品流通許可証」を取り消すべきその他の状況

第25条 食品経営者が「食品流通許可証」の取消を申請する場合、元の許可機関に次の申請資料を提出するものとする。

- (1) 「食品流通取消許可申請書」
- (2) 「食品流通許可証」の正本、副本
- (3) 「食品流通許可証」の取消に関連する証明文書

許可機関は、取消申請を受理した後、審査を経て、法により「食品流通許可証」を取り消す。

第26条 食品経営者が「食品流通許可証」を紛失した場合、新聞雑誌に無効の公開声明を行い、同時に関連証明を元の許可機関に提出し、再発行を申請する。認可後、元の許可機関は20日以内に「食品流通許可証」を再発行する。

第五章 許可証の管理

第27条 「食品流通許可証」は正本と副本からなる。正本と副本は同等の法律効力を有する。「食品流通許可証」の正本、副本の様式、及び「食品流通許可申請書」、「食品流通変更許可申請書」、「食品流通取消許可申請書」等の様式は、国家工商行政管理総局が一元的に制定する。省、自治区、直轄市の工商行政管理局は、当該行政区域の「食品流通許可証」及び関連の申請書類の印刷製作、発行及び管理に責任を負う。

第28条 「食品流通許可証」には、名称、経営場所、許可範囲、主体類型、責任者、許可証番号、有効期間、証明書発行機関及び発行日を記載する。

第29条 「食品流通許可証」の番号は、2つの文字+16桁の数字で構成される。構成内容は、文字(SP)+6桁の行政区分番号+2桁の許可証発行年度+1桁の主体性

質+6桁の順序番号+1桁のコンピューターによる確認番号である。

「食品流通許可証」の具体的な番号規則は別途制定する。

第30条 食品経営者は「食品流通許可証」を取得した後、適切に保管するものとし、偽造、改ざん、転売、賃借、貸出又はその他方法による非合法的な譲渡を行ってはならない。

食品経営者は、経営場所の目立つ位置に「食品流通許可証」の正本を掛け、又は設置しなければならない。

第六章 監督検査

第31条 県レベル又はそれ以上の地方工商管理機関は、法律法規に規定の職責に従い、食品経営者を監督検査する。監督検査の主な内容は次のとおりである。

- (1) 食品経営者が「食品流通許可証」を有しているか否か
- (2) 食品経営者の経営条件に変化が発生し、経営要求に合致しない場合に、経営者が直ちに改善措置を採ったか否か、食品安全事故が発生する潜在的风险がある場合に、経営者が直ちに経営活動を停止すると共に、所在地の県レベルの工商管理機関に報告をしたか否か、許可の再手続が必要な場合に、経営者が法に従い手続を行ったか否か
- (3) 食品流通許可の事項の変化発生につき、経営者が法に従い変更許可又は「食品流通許可証」の再申請を行っているか否か
- (4) 「食品流通許可証」を偽造、改ざん、転売、賃借、貸出していないか、又はその他の方法により非合法的に譲渡していないか
- (5) 雇用した職員の身体健康の証明資料の有無
- (6) 食品の貯蓄、運輸及び販売の過程において食品の品質を確保し、汚染をコントロールする措置がなされているか否か
- (7) 法律法規が規定するその他の状況

第32条 県レベル及びそれ以上の地方工商管理機関は、食品経営者に対する信用ファイルを設け、許可発行、日常の監督検査の結果、違法行為の調査処罰等の状況を記録する。

食品経営者の従事する食品経営活動に対して監督検査を行う場合、工商管理機関は、監督検査の状況及び処理結果を記録し、監督検査員及び食品経営者が確認の署名をした後にファイリングする。

工商管理機関は、企業の年度検査、個人事業主の許可証確認を行う際に、企業の年度検査、個人事業主の許可証確認に関する規定に従い、「食品流通許可証」が取消され、剥奪され、又は有効期間が切れていないかについて審査す

る。「食品流通許可証」が取消され、剥奪され又は有効期間が満了している場合、登記機関は、関連規定に基づき、経営範囲の変更登記又は取消登記を行うように命ずる。

第33条 許可申請人が真実を隠ぺいし、又は虚偽の資料を提供して食品流通許可を申請した場合、工商行政管理機関は受理をせず、又は許可を与えない。申請人は、1年間食品流通許可の申請を行ってはならない。

許可を得た者が、詐欺、賄賂等の不当な手段により食品流通許可を取得した場合、申請人は3年間食品流通許可の申請を行ってはならない。

食品生産、流通又は飲食サービス許可証を剥奪された場合、直接の責任者は処罰決定が出された日から5年間食品経営管理業務に従事してはならない。

食品経営者が食品生産経営管理業務に従事してはならない者を雇用し、管理業務に従事させた場合、元の証明書発行部門が許可証を剥奪する。

第34条 次の状況のいずれかがある場合、法律法規の規定に従い処罰する。法律法規に規定のない場合、改善を命じ、警告を与えると共に、1万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合、1万元以上3万元以下の罰金を科す。

- (1) 許可を経ずに勝手に許可事項を変更した場合
- (2) 「食品流通許可証」を偽造し、改ざんし、転売し、賃借し、貸出し、又はその他の方法で非合法に「食品流通許可証」を譲渡した場合
- (3) 事実を隠ぺいし、又は虚偽の資料を提出して、食品流通許可を申請し、又は取得した場合
- (4) 詐欺、賄賂等の不当手段により食品流通許可を取得した場合

「中華人民共和国行政処罰法」の規定に従い、自主的に危険な結果を排除、軽減した場合又はその他法定の事情がある場合、処罰を軽減することができる。違法の状況が軽微であり、且つ速やかな改善が行われ、危険な結果をもたらさなかった場合は処罰しない。

第35条 食品経営者は、工商行政管理機関の処罰の決定に不服の場合、法により行政不服審査を申請し、又は行政訴訟を提起することができる。

第36条 食品経営者が、営業許可証の有効期間内に法により食品流通許可を取消、撤回、剥奪された場合、又は「食品流通許可証」の有効期間が満了した場合は、許可の取消、撤回、剥奪、又は許可証の有効期間満了日から30日以内に、変更登記又は取消登記を申請しなければならない。

第37条 工商行政管理機関の職員が職務を怠慢し、職権を濫用し、私利私欲を貪った場合、法により関連職員の行政責任を追及する。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

- 第38条** 工商行政管理機関は、法に基づき食品流通許可のファイルを構築する。
ファイル資料の貸出閲覧、写し取り、持ち歩き、複製は、法律法規及び国家工商行政管理総局の関連規定に基づき執行する。如何なる組織及び個人も、ファイル資料を修正、改ざん、注記、破損してはならない。
- 第39条** 工商行政管理機関は、同レベルの食品安全総合協調部門との業務連絡を強化し、速やかに食品流通許可の関連情報を通報しなければならない。

第七章 付則

- 第40条** 食品経営者が本弁法施行前に「食品衛生許可証」を取得している場合、元の許可証は引続き有効とする。元の許可証の許可事項に変更が生じ、又は有効期限満了となった場合、食品経営者は、本弁法の規定に基づき申請を提出し、許可機関の審査認可を得た後に「食品衛生許可証」を返納し、「食品流通許可証」を受領する。また、属地管轄の原則に従い、現地の工商行政管理機関の法に基づく監督検査を受ける。
「食品衛生許可証」が引続き有効な食品経営者については、工商行政管理機関は「食品安全法」、「食品安全法实施条例」及び本弁法の規定に基づき、定期又は不定期に監督検査を行う。
- 第41条** 食品流通許可の実施に係る経費は、該当行政機関の予算に組み入れなければならない。
- 第42条** 省、自治区、直轄市の工商行政管理局は、現地の実情に基づき、具体的な実施弁法を制定することができる。
- 第43条** 本弁法は国家工商行政管理総局が解釈に責任を負う。
- 第44条** 本弁法は、公布日から施行する。